

財 務 省 第 11 入 札 等 監 視 委 員 会
平成 24 年度 第 3 回 定 例 会 議 議 事 概 要

開 催 日 及 び 場 所	平成 25 年 3 月 19 日（火） 高松国税局第一会議室	
委 員	委員長 高倉 康 （有限責任監査法人トーマツ高松事務所 公認会計士） 委 員 平井 健之 （国立大学法人香川大学経済学部 教授） 委 員 藤本 邦人 （アローズ法律事務所 弁護士）	
審 議 対 象 期 間	平成 24 年 10 月 1 日（月）～ 平成 24 年 12 月 31 日（月）	
抽出案件	4 件	（備考）
競争入札（公共工事）	2 件	契 約 件 名：高松国税総合庁舎 7 階防音改修工事 契約相手方：株式会社山装 契 約 金 額：5,229,000 円 契約締結日：平成 24 年 11 月 30 日 担 当 部 局：高松国税局
		契 約 件 名：平成 24 年度二軒屋住宅 1 号棟ほか 3 棟外壁その他改修工事 契約相手方：株式会社岡崎工務店 契 約 金 額：65,100,000 円 契約締結日：平成 24 年 11 月 2 日 担 当 部 局：四国財務局
随意契約（公共工事）	—	—
競争入札（物品役務等）	2 件	契 約 件 名：確定申告会場で使用する備品の借上げ業務一式 契約相手方：広友リース株式会社 契 約 金 額：13,597,500 円 契約締結日：平成 24 年 12 月 13 日 担 当 部 局：高松国税局
		契 約 件 名：第 24 年度四国財務局物品（郵便料金計器）購入契約一式 契約相手方：株式会社原誠文堂 契 約 金 額：680,400 円 契約締結日：平成 24 年 11 月 9 日 担 当 部 局：四国財務局
随意契約（物品役務等）	—	—
応札（応募）業者数 1 者関連	—	—
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
【案件１】 「高松国税総合庁舎 7 階防音改修工事」 契約相手方：株式会社山装 契 約 金 額：5,229,000円 契約締結日：平成24年11月30日 担 当 部 局：高松国税局 工期延長の変更契約を行っているが、工事の契約金額に変更はなかったのか。 契約金額の変更が必要な場合、通常、どのような手続きを行うのか。 変更工事請負契約書には契約金額の変更がない旨の記載がないが、書面で確認は行っていないのか。 【案件２】 「平成24年度二軒屋住宅 1 号棟ほか 3 棟外壁その他改修工事」 契約相手方：株式会社岡崎工務店 契約金額：65,100,000円 契約締結日：平成24年11月2日 担当部局：四国財務局 再度入札ということだが、当初の入札では予定価格をオーバーしたということが要因か。 当初の予定価格はいくらか。 再度入札をするにあたって工事内容の変更をしたのか。 当初と再度入札共に参加したのは 1 者で今回そこが落札したのか。 当初入札は不調になったということだが、予定価格の算出について見直すかどうかの検討はしたのか。	今回の工期延長は、仕様の変更に伴い契約業者において設置する防音扉等の発注が遅れたことによるもので、仕様の変更が工事金額に影響するものではなかったことから、契約金額は変更せず工期についてのみ変更契約を行った。 工事の変更内容に伴う増加要因及び減少要因の双方について、再度、予定価格の積算を行い、当該予定価格に当初の契約段階の落札率を乗じて予定価格を決定する。 その後、契約業者から見積書を徴し、徴収した見積書の価格が決定した予定価格の範囲内であれば変更契約を行うこととなる。 契約金額の変更がないことについて、書面での確認は行っていない。 そうである。 当初の予定価格は税抜で5,716万円である。 工事内容を変更している。変更内容は部分的な改修方法から外壁全体の改修を行うこととした。 別の者が落札した。 部分的な改修から全体的な改修に変更し、予定価格は変わったものの単価的な見直しはしていない。

当初入札では、全ての社が予定価格を上回っているが、その原因調査はしたのか。業者へ聞き取りはしたのか。

再度入札で落札率 98.6%ということだが、この落札率はどのような印象を持っているか。

【案件 3】

「確定申告会場で使用する備品の借上げ業務一式」

契約相手方：広友リース株式会社

契約金額：13,597,500円

契約締結日：平成24年12月13日

担当部局：高松国税局

応札業者の 2 者は全国展開している業者なのか。

四国の業者が入札に参加していないが、役務の内容が、四国内の業者では対応できない内容となっているのか。

過去の入札状況はどうか。

過去の入札から、例年、応札業者が 2、3 者であるが、特定の業者だけが入札に参加しているのか。

参加業者を増やすために、四国全体ではなく、地域ごとに分割して入札を実施することはできないのか。

調査は行っていない。

当方の予定価格等については適正であると認識している。

現在宿舎の長寿命化対策の中で多様な取組みを行っており、今回工事では外壁複合補修工法という特殊な工法を採用している。また、外壁改修・屋上防水改修・屋外ガス管改修を合わせて発注しており、どの部分で価格が高くなったのかの調査はしていない。そのため 98.6%の落札率に至った原因は不明である。

いずれも全国展開している業者である。

仕様書の役務の提供等に該当する業者は四国内にも数多くあるが、①多種・大量のリース物品を有すること、②設置場所が四国全体の広範囲にわたること、③更に限られた日に搬入・搬出作業を行う必要があるため、一度に大量の人夫を確保する必要があること等の理由から、四国内の業者では対応が困難であるというのが現状であり、結果、どうしても全国規模で展開している業者しか入札に参加していない。

平成21年度はA等級 1 者、B 等級 1 者の合計 2 者、平成22年度はA 等級 2 者、B 等級 1 者の合計 3 者、平成23年度はA 等級 1 者、B 等級 1 者の合計 2 者が入札に参加している。

なお、平成23年度は他に 1 者（A 等級）が参加予定となっていたが、最終的に備品の確保が困難であるとの理由から入札辞退となった。

今回の落札業者は毎年入札に参加しているが、2 年連続又は 1 年だけ入札に参加している業者もいる。

なお、落札結果が公表されていることから、1 年で辞退する業者は金額に開きがあるため、翌年度は入札に参加していないと思われる。

各県毎に契約事務を行うよりも、一括で調達を行うことにより、事務の効率化及び予算の効率的な執行（費用の抑制）が図られるというメリットがある。

しかしながら、今後は保管する場所の問題等はある

他の国税局の状況はどうか。 【案件４】 「平成24年度四国財務局物品（郵便料金計器）購入契約一式」 契約相手方：株式会社原誠文堂 契 約 金 額：680,400円 契約締結日：平成24年11月9日 担 当 部 局：四国財務局 落札率が低い理由は何か。 予定価格の算定課程で見積書を徴した業者と入札に参加した業者は同じか。 メーカー同士の競争等についてはどうか。	が、特異なハイテーブル等の備品を調達し、借り上げる備品の数、種類を減らし、汎用品に限定して借上げを行うこと等により、入札の参加業者を増やしたいと考えている。 また、各県毎に分散して入札を行うことも検討していきたい。 確定申告で使用する備品の一部を購入している国税局もあるが、基本的には当局と同様の借上げを行っていると聞いている。 予定価格については、特殊な機器であり市場価格の把握が難しいことから取扱業者数社から見積書を徴しそれを参考にして算定した。従って予定価格は妥当なものと認識している。入札価格がこのような低価格となった正確な理由は掴めていない。推測では、今回の入札が４台まとめて購入するものであり規模のメリットが表れたこと、メーカー間の競争が通常以上に働いたことが理由ではないかとみている。 入札参加業者は、予定価格算定時に見積書を徴した業者と、そうでない業者の両方がいた。 業者等の情報によると、郵便料金計器の日本国内の市場は外資系の２社でほぼ占められているとのこと。業者側には日本国内の市場が今後拡大する余地があるとの見方があるようであり、競争業者は少ないものの競争は激しいのではないかとと思われる。
---	--